

蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱

(平成25年11月22日決裁)

改正 平成30年3月30日決裁 令和3年3月10日決裁

令和7年3月18日決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、大規模地震で倒壊の可能性の高い老朽木造住宅の減災化の促進が急務となっていることから、まずは倒壊を防ぐ程度にまで改修し、最終的には耐震化を促進するため、旧基準木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年2月1日要綱第1号）の定めによるものほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。
ア 蟹江町内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限る。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）
イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 蟹江町が実施する無料耐震診断
イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県住宅耐震診断マニュアルによる判定値
イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方

法」の一般診断法又は精密診断法による評点

- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。
- (5) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を、次のア又はイに該当する一段目耐震改修工事と次のウに該当する二段目耐震改修工事に分けて行う工事をいう。
 - ア 一段目耐震改修工事（判定値） 第2号ア若しくはイにおいて判定値が0.4以下又は同号イにおいて得点が40点以下と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事をいう。
 - イ 一段目耐震改修工事（1階） 第2号ア若しくはイにおいて各階の判定値が1.0未満又は同号イにおいて各階の判定値が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、1階の判定値を1.0以上とする工事をいう。
 - ウ 二段目耐震改修工事 ア又はイの一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上かつ耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3を加算した数値以上とする工事をいう。

第3条 削除

（補助対象者）

第4条 この要綱により補助を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅（過去に蟹江町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱等に基づく耐震改修工事又は耐震シェルター整備工事の補助金の交付を受けたことのあるものを除く。）に段階的耐震改修工事を行う者（現にその建物に居住する者で所有者の同意が得られる者を含む。）であること。
- (2) 町税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助の対象工事）

第5条 補助の対象は、第2条第5号ア、イ及びウに規定する工事（別表第1

に定める耐震補強工事を行うものに限る。) とする。

2 前項の工事に係る補強計画は、第2条第2号に規定する判定値により算定したものとする。

(補助金の額)

第6条 1戸当たり(長屋又は共同住宅の場合は1棟当たり)の補助金の額は、別表第2のとおりとし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事に着手する前に、蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳登録事項証明書
 - (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条第2号によるものに限る。)
 - (3) 耐震改修工事計画書(一段目耐震改修工事については判定値を第2条第5号ア又はイとするもの、二段目耐震改修工事については判定値を1.0以上かつ耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3を加算した数値以上とするもの)
 - ア 案内図及び平面図
 - イ 改修計画図その他の改修方法を示す図書
 - ウ 耐震改修後の建物についての耐震診断の総合判定(建築士の記名、押印のあるもの。一段目耐震改修工事について判定値を1.0以上かつ耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3を加算した数値以上とするものも合わせて提出すること。)
 - (4) 耐震改修工事費見積書(耐震改修補助工事、設計・工事監理及び附帯工事を分けたもので、施工業者又は建築士の記名、押印のあるものに限る。)
 - (5) 町税等の納税証明書(未納額がないことを証するもの)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、

適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

（補助事業の変更）

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、第7条の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付変更承認申請書（様式第3号）に変更内容が分かる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金決定変更通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第10条 耐震改修工事の着手は、第8条の規定による蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定通知書及び前条の規定により申請した場合は、蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金決定変更通知書を受け取った後に行わなければならない。

2 申請者は、耐震改修工事に着手した場合は、遅滞なく蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修工事着手届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（工事の中止）

第11条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、工事を中止しようとする場合は、蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修工事中止届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（工事の完了報告）

第12条 申請者は、補助対象工事が完了した場合は、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日のいずれか早い期日までに、蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修工事完了報告書（様式第7号）に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (3) 工事前、工事中及び工事完了後の写真
- (4) 改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面
(建築士の記名、押印があるものに限る。)
- (5) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修工事完了報告書を受理した場合は、報告内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金支払請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金支払請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第12条に定める期日までに、完了報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、蟹江町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において

て、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第17条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月1日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補 強 工 事 等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力 (Q_r) を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根工事 ・木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。) ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ (P) の評価を向上させることを目的とした工事	・木造躯体工事 ・基礎工事 (土工事を含む)		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。) ・撤去部分の復旧工事 (造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)
総合判定において劣化度 (D) の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 (劣化部材の取替え) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。)

		・撤去部分の復旧工事 (造作・左官・内外装・ 建具・塗装・建築設備 の工事)
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能 を向上させるものとし て町長が認める工事	上記のほか、耐震性能 を向上させる工事に 附帯するものとして 町長が認める工事

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	第4条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 一段目耐震改修工事にあっては 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、60万円又は耐震補強工事費の80%のうち少ない額を限度とする。</p> <p>(2) 二段目耐震改修工事にあっては ア 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び工事管理費を合算した額とし、一段目耐震改修工事により受けた補助金の額と併せて115万円又は耐震補強工事費の80%のうち少ない額を限度とする。</p> <p>イ 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額</p>
補助金の交付金額	<p>(1) 一段目耐震改修工事にあっては 上欄(1)の額</p> <p>(2) 二段目耐震改修工事にあっては 上欄(2)の合計額からイの額を差し引いた額</p>